

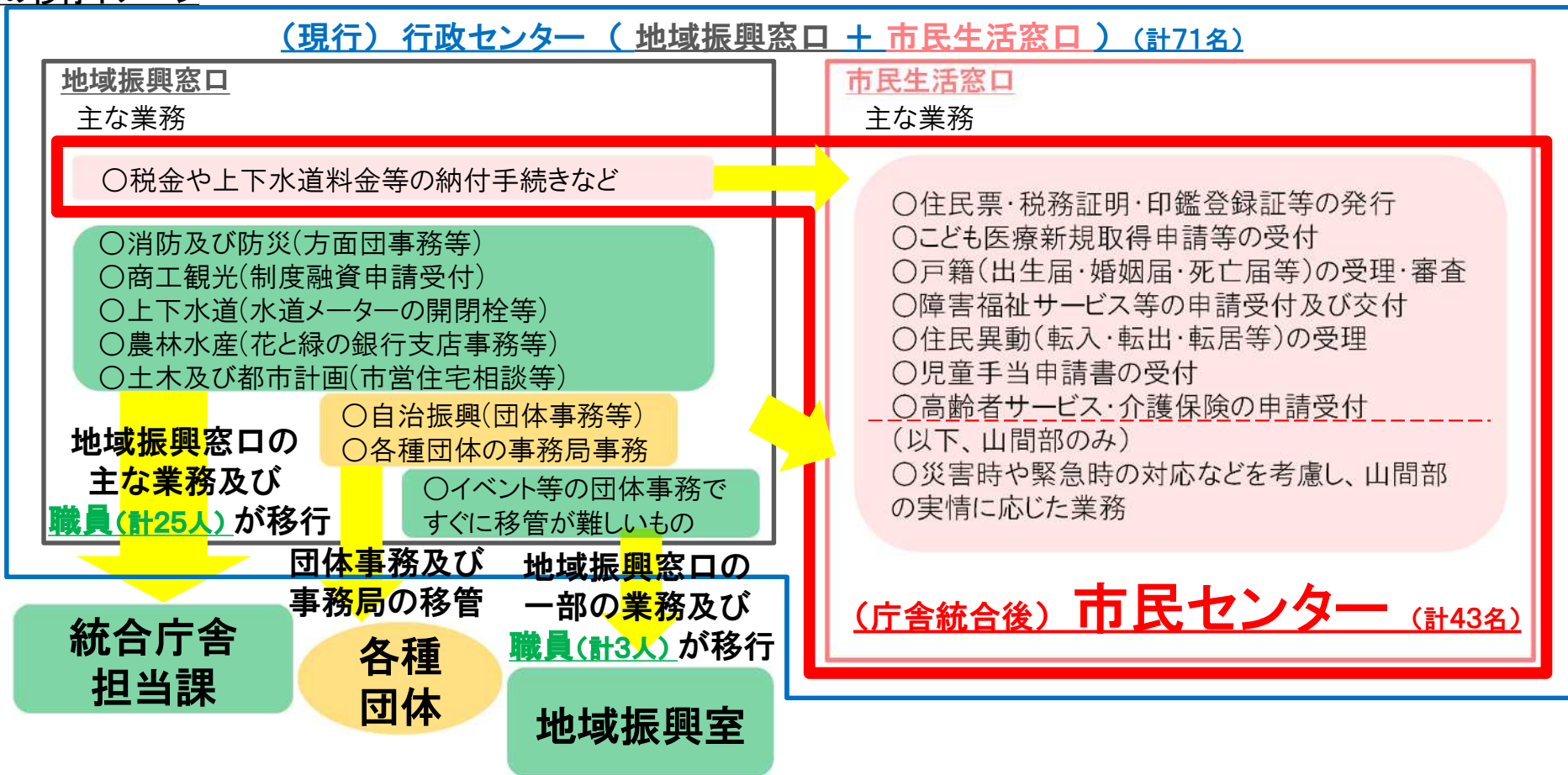
庁舎統合後の行政センター業務の移行について

前提 人口減少や少子高齢化が進み、それに伴い財政状況も一段と厳しくなっていくことが見込まれる中、限られた経営資源・人員体制を有効に活用し、より効率的な組織体制とする必要があります。

見直しの方向性

- ・ 庁舎統合に併せて、行政センターの業務内容の見直しを行います。
- ・ 行政センターの地域振興窓口の主な業務を担当課に集約することにより、事務の効率化、効率的な行政運営を行います。
- ・ 行政センターが担っている各種団体の事務局事務については、関係各種団体または担当課への移行を進めています。
- ・ 行政センターは、生活に関する身近な手続きができるサービス拠点として維持していきます。

業務の移行イメージ



行政センター地域振興窓口業務の移行先について

1. 平野部（城端・井波・井口・福野・福光）の市民センター

これまで行政センターの地域振興窓口が担ってきた主な業務は担当課への移行や各種団体へ移管を進めています。合併してからこれまでであった地域振興窓口が無くなることに対する不安を払拭するとともに、これまでに無い大きな組織機構改革による混乱を招かぬよう、「地域振興室」を設置し業務のスムーズな移行に努めます。

(1) 「地域振興室」の主な業務・・・(A)

① イベント支援業務及び団体事務の移管協議

- ア) 城端むぎや祭
- イ) 南砺いのくち椿まつり
- ウ) 南砺菊まつり
- エ) 出身会、同郷会
- オ) 「市が事務局を担っている各種団体の事務の見直し」の中で協議がスムーズに進んでいないもの

② 市職員のイベントへの参加協力

(2) 「地域振興室」の人員配置

3名体制を予定しており、各職員が2地区程度の担当を受け持つ。

2. 山間部（平・上平・利賀）の市民センター

緊急時を想定した場合、統合庁舎からの対応では初期対応が遅れることなどから、地域振興に係る一部の業務は引き続き市民センターで行います。

(1) 市民センターに残る主な業務

- ・ 災害時の市道、林道、農道、農地等のパトロールや状況確認及び初期対応
- ・ 市道等の不具合時の初期対応
- ・ 上水道の開閉栓及び給水停止作業並びに漏水時の初期対応 など
- ・ 地域特有の業務（複合施設管理、スクールバス運転業務、救急運転業務）

(2) 市民センターの人員配置

山間部の市民センターは5名体制とし、山間部の実情に応じた地域振興業務の支援を行います。

3. その他、庁舎統合に伴う市民センターの主な変更点

(1) 施設名称は行政センターから市民センターに変更（令和2年7月～）

（例）城端市民センター

(2) 行政センター長（管理職）の役職廃止（令和2年7月～）

これまで課長級の管理職が行政センター長の職務にあたっていましたが、組織機構改革によりその役職を廃止します。これにより、これまで行政センター長が来賓としてお招き頂いていた全ての行事にこれまで通り参加することは困難となりますが、一部の行事については、各担当課で対応させていただきます。

(3) 時間外受付業務（戸籍の届出）及び宿日直業務の集約並びに 会議室の貸し出し時間の変更（令和2年7月～）

時間外受付業務は福光庁舎及び平市民センターに集約し、城端・上平・井波・井口・福野の宿日直業務を廃止します。

平・上平・利賀・井口市民センターの会議室はこれまで通り利用出来ます。井波・福光については、利用することが出来ません。なお、城端・福野については、職員の勤務時間内のみ会議室を利用出来ることとし、時間外の利用については周辺の代替施設をご利用ください。

ただし、市が主催の会議等についてはこれまで通り利用することが出来ます。

| | 城端 | 平 | 上平 | 利賀 | 井波 | 井口 | 福野 | 福光 |
|--------------|----|---|----|----|----|----|----|----|
| 時間外受付(戸籍の届出) | × | ○ | × | × | × | × | × | ○ |
| 会議室の貸し出し | ○ | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | × |
| 庁舎宿日直業務 | × | ○ | × | ○ | × | × | × | ○ |

今回の業務等の移行後も、市民の皆さんの様々なお問い合わせについては、市民センター職員が対応します。